

平成27年第4回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成27年4月21日(火)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	委員長 檜垣昌子	委員 嶋谷珠美	
	委員 森岡謙二	委員 加藤和宣	
	教育長 内田隆		
欠席委員	委員 森下淑子		
事務局職員	事務局次長	教育政策課長(教育未来館長)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	学校地域連携担当課長	教育指導課長	
	教育改革・教育支援担当副参事	生涯学習・スポーツ振興課長	
	スポーツ施策推進担当課長	東京オリンピック・パラリンピック担当課長	
	体育協会事務局長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	39号	通学区域の変更について	承認
2	40号	平成28年度使用教科用図書(中学校)採択方針(案)について	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
3	29号	「北区小中一貫校設置検討委員会」の設置について	了承
4	30号	東京オリンピック・パラリンピック推進本部の設置について	了承
5	31号	後援・共催事業に関する報告	了承
6	32号	区内スポーツ施設等バリアフリー化検討会の中間報告について	了承

平成27年第4回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成27年4月21日(火) 13:30

- 檜垣委員長 それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。これより、平成27年第4回北区教育委員会臨時会を開会いたします。
- 日程第1、第39号議案、通学区域の変更についてを議題に供します。事務局から説明をお願いします。
- 学校支援課長 委員長
- 檜垣委員長 学校支援課長
- 学校支援課長 それでは、私からは第39号議案、通学区域の変更について、ご説明を申し上げます。
- 議案書をおめくりいただき、1ページをお開きください。
- ページの左側、最後の2行の説明欄をごらんください。通学区域の変更を行うため、本案を提出させていただくものです。
- ページの先頭の1、変更内容でございます。今回変更を予定していますのは、お示しの表の区域でございます。清水小学校と第三岩淵小学校が統合して、西が丘小学校が新校設置されることに伴いまして、通学区域を変更するものでございます。現在表にお示しの地域、それぞれの学校の通学区域となっておりますけれども、統合に伴いまして、いずれも西が丘小学校の通学区域に変更するものでございます。
- 2の変更実施期日でございます。平成28年4月1日となります。
- 私からは以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
- 檜垣委員長 本件について、ご質疑またはご意見はございますか。
- (質疑・意見なし)
- 檜垣委員長 ただいま各委員のご意見を伺いますと、本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 檜垣委員長 ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。
- 次に、日程第2、第40号議案、平成28年度使用教科用図書(中学校)採択方針(案)について、議題に供します。事務局から説明をお願いします。

教育指導課長	委員長
檜垣委員長	教育指導課長
教育指導課長	<p>それでは、第40号議案、平成28年度使用教科用図書（中学校）採択方針（案）について、ご説明いたします。</p> <p>この議案は、次年度より使用いたします中学校での教科用図書の採択方針を決定するものでございます。</p> <p>恐れ入りますが、1枚おめくりください。</p> <p>平成20年3月に告示されました新たな学習指導要領の趣旨を踏まえ、平成23年度に教育委員会におきまして、中学校の教科用図書の採択を実施いたしました。その後、区立中学校では、その際に採択されました教科書を平成24年度から平成27年度に至るまで使用しているところでございます。</p> <p>本採択方針は、新たに平成28年度より北区立中学校で使用いたします中学校の教科用図書の採択に向けての方針を示したものでございます。このたびの採択方針につきましては、前回の教科用図書の採択時から学習指導要領が変更していないため、前回の採択時の方針と大きく変わるところはございません。前回の採択時と同様に、採択の対象となる教科用図書について十分な調査研究を行うということ、そして、北区立中学校児童の実情に十分配慮した上で、総合的に判断して教科用図書の採択を行うことが方針でございます。</p> <p>なお、教科用図書の調査研究に当たりましては、検討すべき事項につきまして、教科用図書選定審議委員会と教科用図書調査委員会にそれぞれお願いいたしますが、次の2点について検討し、調査審議及び調査研究をするということでございます。</p> <p>1点目は、学習指導要領の「目標」、及びそれに対する「内容」に即した特徴。もう一点は、「生きる力」を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育てる工夫が十分であるかどうかということでございます。</p> <p>1枚おめくりください。</p> <p>教科用図書を調査する観点でございますが、1、2、3の三つの観点につきましては、学習指導要領に即した観点でございます。1は基礎的・基本的な知識及び技能の習得にかかわる部分。2は、課題解決のために必要な思考力、判断力、表現力等を育む部分。3は、主体的に学習に取り組む意欲や態度の育成にかかわる部分ということになります。</p> <p>特に、3の生徒の興味や関心、学ぶ意欲を高めるものであるかというところにつきましては、取り上げる事例に身近な地域が使われていたりというように、事例等の面でも、北区の子供たちにふさわしいものかどうかという点について調査するようにしてございます。</p> <p>4につきましては、豊かな心を育むものであるかという観点でございます。</p> <p>さらに5につきましては、主たる教材として使用する場合の単元の構成、配列、発展性、系統性や分量等にかかわる部分でございます。</p>

なお、5の障害その他の特性の有無にかかわらず、児童にとってフォントの種類や大きさ、色遣い、レイアウト等が読みやすく、適切なものであるかどうかという項目につきましては、東京都教育委員会の平成27年度主要教科書用の教科書の採択についての通知を踏まえ、新たに昨年度小学校教科用図書採択方針に追加した内容を、今年度も記述しております。

以上、大きく五つの観点に即して調査研究をするということが採択方針でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

檜垣委員長 本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長 ただいま各委員のご意見を伺いますと、本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

檜垣委員長 ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、報告事項に移ります。

日程第3、報告第29号、「北区小中一貫校設置検討委員会」の設置について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課
長 委員長

檜垣委員長 教育政策課長

教育政策課
長 それでは、「北区小中一貫校設置検討委員会」の設置につきまして、ご報告申し上げます。報告第29号をごらんください。

この経過のところにございますように、北区におきましては、平成15年度に「北区学校ファミリー構想」を策定いたしまして、他区に先駆けて小中連携教育を推進してきたところでございます。その成果を踏まえまして、平成20年度には「小中一貫教育基本方針」を策定いたしまして、モデル事業を経まして、平成24年度から「学校ファミリーを基盤とした北区の小中一貫教育」を全校で実施してきたところでございます。平成26年度には、2年間の全校実施の成果を検証し、より一層の改善・充実に向けました検討を行い「北区小中一貫教育検証委員会報告書」をまとめたところでございます。

同報告書におけます「小中一貫教育を牽引していくための小中一貫校を設置する」との視点に基づき、「北区基本計画2015」及び「北区教育ビジョン2015」において、「小中一貫校の検討」を新たな計画事業として位置づけたところでございます。

2のところにございますように、この二つの「基本計画2015」、「北区教育ビジ

ョン2015」を踏まえまして、学識経験者を含めた「北区小中一貫校設置検討委員会」を設置し、北区における小中一貫校のあり方等の検討を行い、「(仮称)北区小中一貫校設置基本方針」を策定するものでございます。

裏面に検討委員会の構成員をお示ししてございます。2ページになりますが、ごらんいただきますと、お示しのと通りの構成で委員会を進めてまいりたいと思っております。

お戻りいただきまして、今後の予定、スケジュールでございます。来週の4月28日に第1回の小中一貫校設置検討委員会を開催する予定でございます。その後、5月、6月、7月、9月、10月と延べ6回にわたります検討会を開催して、基本方針を策定する予定でございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

檜垣委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

加藤委員

委員長

檜垣委員長

加藤委員

加藤委員

小中一貫校設置ということで、今まで学校ファミリーでやってきたことでは足りないということで、小中一貫校を新たにつくるということなののでしょうか。

教育政策課
長

委員長

檜垣委員長

教育政策課長

教育政策課
長

先ほどご説明させていただきましたように、北区では学校ファミリー構想に基づきまして、ステップを踏みまして、第1段階、第2段階、第3段階、第3段階では、全校にこの小中一貫教育というような形での対応を進めてきているところでございます。

それをさらに進めていくために、先ほどご報告申し上げましたこの検証、26年度、昨年度でございますが、小中一貫教育検証委員会報告書という中に、これをさらにステップアップするために、小中一貫校の検討が必要ではないかという視点を示していただきました。

それを踏まえまして、これはこれまでの進めてきたものと矛盾するものではなくて、そこで得られたものを他のファミリーにも、どういう形の取り組みがさらに推進をしていくべきなのかというような、そうした抽出もしながら進めてまいりたいという考え方に立っておりますので、決してこれまでの進めてきたものと矛盾するものではないというふうにとめております。よろしくお願いいたします。

加藤委員

委員長

檜垣委員長

加藤委員

加藤委員

ありがとうございます。確かに、小学校と中学校を一貫して教育するという事は、9年間同じ学びやの中で教育をするのと、学校ファミリーの中で教育するのとでは、やはり違いはあるだろうというふうには思いますけれども、今度その小中一貫校設置を検討するという事は、9年間同じ学びやの中でやるということを前提に、検討されるということで解釈はよろしいのでしょうか。

教育政策課長

委員長

檜垣委員長

教育政策課長

教育政策課長

今委員からお話がありましたように、一つの学びやで小中一貫教育を進めていくということ、これがどんな条件が必要なのか、またどんな課題があるのか、そうしたことをこの検討会を通じまして基本的な方針を出していただきたい、そんな考え方に立っております。あくまでも、そうしたさまざまな各委員からの視点に立った小中一貫校というのが、どんなスタイルになるのか、どんな条件が必要なのかということ抽出しながら、検証してまいりたいとそうように考えております。

加藤委員

ありがとうございました。

檜垣委員長

ほかに、ご質疑またはご意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

ご質疑、ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。次に、日程第4、報告第30号、東京オリンピック・パラリンピック推進本部の設置について、事務局から説明をお願いします。

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

委員長

檜垣委員長

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

東京オリンピック・パ

では、報告第30号でございます。ページをおめくりいただきまして、1ページでございます。要旨のところ、記載がご

ラリンピック
ク担当課長

ございます。若干、趣旨、目的、補足をいたしまして説明をさせていただきます。

現在本課におきまして、「トップアスリートのまち・北区」を推進するための事業展開、行っているところでございます。より一層の推進を図っていく必要がございますし、また、今後は、2020年の大会運営そのものに必要な支援といった部分も徐々に出てまいります。2020年東京大会の円滑な開催に当たりましては、さまざまな分野の連携、協力が必要となってくるところでございます。そこで、庁内の体制整備を構築したいという旨のご報告でございます。

多様な課題に対しまして、関係各課が主体性を持ちながら積極的に取り組み、全庁にわたる課題の一元化、それから共有化、こうしたもとに、庁内の総力を挙げました着実な対応、こうしたものを進めてまいりたいということでございまして、表題のと通りの東京オリンピック・パラリンピック推進本部を設置するものでございます。

2番以降につきましては、別紙と申しますか3ページ以降でご説明をしてまいります。

上段に、一番上でございますけれども、2020年大会開催を決定いたしまして、その下、中央のボックスでございます。北区、これから進めてまいります施策体系、三つの体系で整理をしているところでございます。

左から、スポーツの推進でございます。具体的には、2020年チャレンジアカデミー、こちらフェンシングのことでございますけれども、それから、ナショナルトレーニングセンター連携のスポーツ事業、それから、障害者スポーツイベントなどでございます。

中央の町並み整備のところでございますけれども、ROUTE2020関連の愛称サインの設置、それから、西が丘周辺の町並み整備、あるいはスポーツ特区やバリアフリーの推進といったものでございます。

右の四角でございますけれども、地域連携・魅力づくりとその発信でございます。さまざまな外国語への対応、それから、北区文化を発信するための北区独自のオリンピック・パラリンピック音頭の策定、それから大会、それから都市のボランティアの関係、それから、外国人選手の事前キャンプの受け入れなど、こうしたものを掲げてまいります。そうした施策展開によりまして、一番下のお示しのところでございますけれども、「トップアスリートのまち・北区」の推進を図っていくというものでございます。

4ページをお願いいたします。推進本部の目的、それから所掌事務、簡潔にお示しをしてございます。

5ページでございます。推進本部の構成でございます。区長を本部長といたしまして、副本部長、副区長、教育長でございます。それから委員、メンバーにつきましては、コアメンバーの部長級で構成をいたします。

おめくりをいただきまして、6ページでございます。推進本部の下には、お示しの専門部会を設置いたします。推進本部から付託されました調査事項を審議していくというものでございます。

専門部会、三つに分かれてございます。先ほど説明させていただいたとおり、三つの施策体系のそれぞれについて、所管する専門部会を設置いたします。四角の中に、それぞれの専門部会を構成する課長級のメンバー、お示しをしてございます。

その下の四角でございますけれども、専門部会の下には、検討テーマごとに必要に応じまして、主に係長級で構成する作業部会を設けまして、実務的な調査検討を行っていただくものでございます。

なお、テーマによりましては、若手職員のアイデアをいただきたいと、そういうものもでございます。そうしたテーマにつきましては、関係課の職員のみならず、若手職員のアイデア、意見、あるいは出席、参画してもらえよう工夫をしまっているというふうに考えてございます。

こうした体系的な検討体制構築のもと、さまざまな課題の調査、及び検討するということで、全庁的な情報の一元化及び共有化のもと、進めてまいりたいというふうに考えてございます。

1 ページの一番下のところでございます。3 番、今後の予定でございます。6 月に第 1 回の推進本部を立ち上げまして、調査事項を専門部会に付託をいたします。専門部会でございますが、その付託を受けまして調査検討を進めてまいります。先ほど申し上げましたとおり、テーマごとの必要に応じまして、さらに作業部会に調査検討をお願いしていくというものでございます。

なお、専門部会でまとまりました案件につきましては、推進本部に専門部会報告といたしましてお戻しをいたしまして、最終的には推進本部で区としての方向性、あるいはご判断を決定していただくと、そのような方法で進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、ご報告とさせていただきます。

檜垣委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

森岡委員

委員長

檜垣委員長

森岡委員

森岡委員

先ほどの説明の中で、若手職員のアイデアですかね、そういうものも取り入れていきたいという、大変いいことだと思うのですが、その取り入れ方ですよ。アンケートみたいな形にするのか、それともそういう話し合いでやるのか。どういう方法で取り入れていくのですかね。

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

委員長

檜垣委員長

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

東京オリ

さまざまな庁内のシステムを使いましたアンケート集計といったこともございますけ

ピック・パ ラリンピック 担当課長	れども、基本的には、例えば企画課に所属しておりますO-KISS（北区イメージ戦略推進部会）というアイデア発案の若手グループがございます。そうしたメンバーを活用する、あるいはテーマごとに庁内の公募、手挙げ方式でメンバーを募集するといったような方法で、さまざまな若手の方の意見を幅広く集約をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。
檜垣委員長	ほかに、ご質疑またはご意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
檜垣委員長	ご質疑、ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。次に、日程第5、報告第31号、後援・共催事業に関する報告について、事務局から説明をお願いします。
教育政策課 長	委員長
檜垣委員長	教育政策課長
教育政策課 長	それでは、後援・共催事業に関しまして、報告第31号によりご報告申し上げます。今回は、名義使用承認報告が3件、事業実績報告が3件となっております。初めに、名義使用承認報告でございます。1ページをごらんください。1件目は、新生活運動推進協議会共催事業でございます。北区新生活運動推進協議会の主催で行われます学習会、見学会等でございます。5ページになりますが、別紙1がございます。5ページでございます。こちらに、それぞれ事業名また開催時期、会場等をお示ししてございます。 こちらが1件目でございますので、また1ページにお戻りいただきまして、2件目でございます。2件目は、第16回新大正琴チャリティーコンサートでございます。新大正琴愛好会の主催で、7月14日に北とびあつつじホールで行われます。 1枚おめくりいただきまして、3件目でございます。こちらは、青少年団体指導者講習会でございます。北区青少年委員会の主催で、先ほどに続きまして7ページをお開きいただきますと、別紙2がございます。こちらが事業計画書となっております。会場等は北とびあほかで、お示しのとおりの対象者、定員、内容等で行われる予定でございます。 続きまして、2ページのほうへお戻りいただきまして、2ページ、3ページにわたりまして、事業実績報告、お示しのとおりでございますので、ご高覧いただければと思います。 報告は以上でございます。
檜垣委員長	本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

加藤委員	委員長
檜垣委員長	加藤委員
加藤委員	事業実績報告の中に、3番なのですが、主催者が東京都北区青少年委員会連合会というのがあるのですが、この青少年委員会連合会という名称を私余り聞いたことがないのですが、これはどういう会ですかね。
生涯学習・ スポーツ振 興課長	大変失礼いたしました。申請書、こちらのほうでございますが、団体のほうから出された団体名のほうが誤っておりまして、正式には東京都青少年委員会連合会、こちらが正しいものでございます。大変失礼いたしました。
檜垣委員長	ほかに、ご質疑またはご意見はございませんか。
嶋谷委員	委員長
檜垣委員長	嶋谷委員
嶋谷委員	1点教えていただきたいのですけれども、平成27年度の青少年団体指導者講習会の事業計画書のほうで、指導者講習会I期の会場でキャンプ場の名前があるのですけれども、これは何て読むのでしょうか。
生涯学習・ スポーツ振 興課長	委員長
檜垣委員長	生涯学習・スポーツ振興課長
生涯学習・ スポーツ振 興課長	こちらの2の会場のキャンプ場の名前でございますが、日月っ地（ヒゲッチ）キャンプ場、場所は埼玉県児玉郡神泉村でございます。
嶋谷委員	ありがとうございました。
檜垣委員長	ほかに、ご質疑またはご意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

檜垣委員長	ご質疑、ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。 次に、日程第6、報告第32号、区内スポーツ施設等バリアフリー化検討会の中間報告について、事務局から説明をお願いします。
スポーツ施策推進担当課長	委員長
檜垣委員長	スポーツ施策推進担当課長
スポーツ施策推進担当課長	<p>それでは、報告第32、区内スポーツ施設等バリアフリー化検討会の中間報告につきまして、私よりご説明させていただきます。</p> <p>それでは、本日別冊の中間報告（案）に沿いまして、ご説明させていただきます。</p> <p>まず、6ページをお開きください。スポーツ施設等バリアフリー化推進の概念図でございます。一番上の施策目標は、障害者や高齢者がスポーツに参加しやすい環境の構築でございます。</p> <p>矢印の下に参りまして、スポーツ施設利用上の三つのバリアといたしまして、施設のバリアフリー整備が不足、不十分な点、施設までのアクセスの課題、施設管理者などの障害者理解の課題、この大きく3点のバリアがございます。</p> <p>下へ参りまして、検討方針でございます。実際にスポーツ施設を利用する障害のあるアスリートとしての視点を最重要視してございます。検討手順は、検討委員が直接現地調査に赴き、バリアの所在を明確にし、個々のバリアについて効果・効率的な対策を検討するものでございます。</p> <p>その下へ参りまして、検討結果、提言をハード面、ソフト面のスポーツ振興策に反映させてまいります。2020年を見据えまして、障害のある人もない人も、ともにスポーツに親しむことのできる社会の実現を目指すものでございます。</p> <p>1ページにお戻りいただきまして、こちらは区内スポーツ施設等のバリアフリー化を進めるに当たっての課題や、意義を記してございます。</p> <p>2ページへ参りまして、スポーツ施設を利用する上で大きく三つのバリアがあることを示してございます。（1）のスポーツ施設の設備面でのバリア、（2）のスポーツ施設へ行くまでのアクセスに関するバリア、（3）の施設運営などにおけるソフト面でのバリア、この三つの視点からバリアを明確にし、個々具体的に対応策を検討するものでございます。</p> <p>次に、4ページをお開きください。1、検討会の設置でございます。障害のあるアスリートとしての視点を最重要視しています。6名の検討委員が直接現地調査を行ってございます。</p> <p>2の現地調査の基本的な考え方でございます。8ページの表2をごらんください。区内には57カ所の区立スポーツ施設がございます。本来なら、区民の方が利用されるこれらの全ての施設を調査の対象とすべきところですが、本検討会では、比較的多くの障害者の利用が見込まれます、7ページにお示しをしてございます12施設を選定いたし</p>

まして、調査・検討を行い、これらを通じて区内スポーツ施設等のバリアフリー化に向けた共通の指針を構築するものでございます。

5ページへ参りまして、調査・検討を進める上での基本的な考え方でございます。

(1)の現地調査対象施設の選定につきましては、総合体育館を持つ施設と、複数のスポーツ種目ができる施設の中から、地域バランスに配慮しつつ、比較的交通便利性のよい12施設を選定いたしました。また、近い将来障害者の利用が見込まれるナショナルトレーニングセンター、国立スポーツ科学センターにつきましては、障害者スポーツの推進、パラリンピアンへの支援の観点から、現地調査の対象といたしました。

(2)利用者の移動手段の想定につきましては、公共交通機関、自家用車、車椅子、または徒歩による移動を想定いたしました。

(3)アクセスルートの選定につきましては、最寄りの駅またはバス停から当該施設までのアクセスルートを調査・検討の対象といたしました。また、最寄り駅やバス停が複数ある場合には、利用者にとって身体的な負担が少なく、距離、時間的にもなるべく短いルートを選定いたしました。なお、利用者の自宅からスポーツ施設の最寄り駅やバス停までのルートにつきましては、検討会の調査対象外といたしました。利用者の施設利用の目的の想定ですが、競技から観戦の参加を想定してございます。

次に、10ページ、11ページをお開きください。施設における調査対象設備や、ハード面、ソフト面からの調査項目をお示ししてございます。

次に、14ページをお開きください。ここからは、現地調査を行った施設順に調査結果をお示ししてございます。

まず初めに、障害者に理想的な施設である障害者総合スポーツセンターの現地調査を行いました。15ページでは、中央左側の写真ですが、受付カウンターが車椅子利用者にも利用しやすいように、低目の高さに設定されてございます。その写真の下の写真ですが、正面玄関にセンサー付きの音声案内が設置されている様子が写ってございます。17ページの一番上の左側の写真ですが、利用者同士の衝突を避けるミラーが設置されている様子が示されてございます。また、一番下の左側の写真ですが、着がえなどがしやすいように、トイレに長椅子とかごが設置されている様子をあらわしてございます。このように障害者総合スポーツセンターは、細部にわたりまして障害者に利用しやすい設備が整えられております。

次に、25ページをお願いいたします。滝野川体育館の調査実施ルートと施設調査の結果をお示したものでございます。調査実施ルートは、南北線西ヶ原駅から滝野川体育館まで実際に歩いて調査をした結果をお示ししてございます。施設調査に関しましては、駐車場から正面玄関、受付、トイレ、洗面、階段、そして、各フロアの設備一つ一つを体験するような形で調査をいたしました。その結果、バリアフリー化への改善検討ポイントといたしまして、まとめたものが38ページにお示ししてございます。

以下、現地調査を行った施設順に105ページまで調査結果をお示ししてございます。

それでは、委員会資料にお戻りいただきまして、3の今後の予定でございます。5月、6月に補足の施設・ルートの調査、団体等の意見聴取を行います。6月に文教委員会へ中間報告を行います。7月から9月にかけては、音声誘導システムの導入の選

定、最終報告のまとめ作業を行います。9月には、教育委員会、文教委員会へ最終報告を行う予定でございます。

私からの報告は以上でございます。

檜垣委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

それではちょっと檜垣から質問なのですが、きょうは中間報告の追加というか、差しかえの資料をいただきました。これが、6ページまでになっておりますので1ページふえて、このスポーツ施策等バリアフリー化推進概念図、冊子ですと6ページに当たるものが、7ページとなるというふうに解釈しますけれども、よろしいでしょうか。

スポーツ施策推進担当課長

委員長

檜垣委員長

スポーツ施策推進担当課長

スポーツ施策推進担当課長

委員長おっしゃるとおり、1ページ後ろに、6ページ以降ずれるというような形になります。

檜垣委員長

よろしく願いいたします。

ほかに、ご質疑またはご意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

ご質疑、ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。

これをもちまして、平成27年第4回教育委員会臨時会を閉会いたします。